

宗像市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示

宗像市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日告示）の一部を次のように改正する。

題名中「乳幼児健康支援一時預かり事業」を「病後児保育事業」に改める。

第 1 条中「乳幼児健康支援一時預かり事業」を「病後児保育事業」に改める。

附則

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。